

霧島市エネルギー等 価格高騰対策支援事業 (医療機関等)



霧島市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた霧島市内の医療機関等を支援するため、霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業(医療機関等)給付金を交付します。

※本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

■給付対象

区分	この事業における医療機関等の定義	開設日	営業状態
病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院	令和6年4月1日 から令和7年3月 31日まで継続して 開所しており、今後 も引き続き市内で 運営を行う意思が あること。	申請日において 診療等を行って いること。
医科診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち医師が医業を行う場所		
歯科診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち歯科医師が歯科医業を行う場所		
薬局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定するもの		

次の医療機関等は、給付金の交付対象としません。

- (1)申請日時点で診療等を休止している医療機関等
- (2)特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設等に設置され
当該施設の入所者等を主たる対象とする医療機関等
- (3)国又は都道府県が設置する医療機関等
- (4)市税の滞納がある医療機関等

■給付金の額

医療機関等区分	給付金の額
病院	入院させるための病床が50床以下
	入院させるための病床が51床～100床
	入院させるための病床が101床～150床
	入院させるための病床が151床以上
	入院させるための病床がないもの
医科診療所	150,000円
歯科診療所	100,000円

(申請方法は裏面をご覧ください)

■申請に必要な書類

提出書類	提出部数
① 霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（医療機関等） 給付金交付申請書兼請求書	1部
② 誓約書兼同意書	1部
③ 給付金の振込口座の写し	1部

※①、②の様式については、市ホームページをご確認ください。

■申請先

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
霧島市役所 健康増進課 健康づくり推進グループ 宛て

■申請方法

原則として郵送



↓ 詳細はこちら ↓



霧島市ホームページ

■申請締切

令和 7 年 10 月 31 日（金）（消印有効）

※申請前に必ず、霧島市ホームページにて詳細をご確認ください。

お問い合わせ先

保健福祉部 健康増進課 健康づくり推進グループ

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

電話番号 : 0995-64-0905

ファックス番号 : 0995-64-0946

土日・祝日を除く

午前 8 時 15 分～午後 5 時

申請締切に
ご注意ください

